

IEEJ 温暖化ニュース

Vol. 1

2003 年 4 月～9 月

財団法人 日本エネルギー経済研究所
第二研究部 環境グループ

1997 年 12 月、先進諸国に温室効果ガス排出削減量の数値目標を規定した京都議定書が採択され、わが国では 2002 年 6 月に同議定書に批准しました。これにより、わが国においても、温室効果ガス排出削減対策を議論から実行に移す段階に移行しつつあると言えます。また、付属書 I 国においては、すでに温室効果ガス排出削減対策を実行している国も少なくありません。そこでここでは、2003 年 4 月から 9 月の間に、海外における温暖化問題に関連するニュースの中での新しい動きや注目すべきポイント、我が国の中央省庁で行われた審議会の内容等を中心に紹介したいと思います。

環境グループ・マネージャー
工藤拓毅

目次

- 1．英国
 - 1 - 1．温室効果ガス排出量（2002 年）
 - 1 - 2．排出量取引
- 2．フランス 自主行動計画 / 協定
- 3．イタリア 海外事業クレジット
- 4．米国 温室効果ガス排出量登録簿
- 5．欧州 排出量取引
- 6．日本 温暖化関連審議会

1 . 英国

1 - 1 . 2002 年の排出量インベントリ

(2002 年の温室効果ガス排出量を大幅に削減 温室効果ガス排出削減の真の要因はノーリグレット型の燃料転換)

英国の温暖化対策全般を管轄する環境食料田園省 (DEFRA) は 2003 年 3 月 27 日、京都議定書で規定されている温室効果ガス排出量の暫定値を発表した (出所 1)。温室効果ガスの合計値では 1990 年比-15%と大きく減少しており、京都議定書における英国の目標値である-12.5%を大幅に上回って減少している。英国政府は、温室効果ガス排出削減が着実に進められていることを自ら評している。

一方、エネルギー消費量に目を向けると 1990 年から 2002 年までに 6.5%も増加しており、温室効果ガス排出量と反対の傾向を示している。これは、英国の温室効果ガス排出削減が、炭素集約型から非炭素集約型のエネルギー源に燃料転換したことに帰因している。英国政府の統計からは、発電部門における石炭から天然ガスへのシフトが主な要因であることがわかる (出所 2)。

英国では、1960 年代に北海での天然ガスの生産が始まり、1970 年代には国内の天然ガスパイプライン網が整備された。また、1990 年代に入ってから、石炭産業の民営化を機に石炭価格が上昇したため、相対的に安価で豊富な天然ガスへの転換がさらに加速し、2002 年には 1 次エネルギーの 43%の割合を占めるに至っている (出所 3)。

以上のように、英国の温室効果ガスの排出削減は、追加的な削減努力ではなく、市場原理に則って生じた燃料転換の結果である要素が大きいと言える。天然ガスへの燃料転換は少なくとも京都議定書の第一約束期間(2012 年)までは続くと予測されるもの(出所 4)。ガス田の枯渇も一部で始まっており、長期的にはエネルギー効率改善や省エネルギーの観点からの温室効果ガス削減努力が迫られるだろう。 (文責 小川順子)

(出所 1)

- ・ Press Release, DEFRA, 2003 年 3 月

<http://www.defra.gov.uk/news/2003/030327a.htm>

(出所 2)

- ・ Energy Trend, DTI, 2003 年 3 月号、2003 年 9 月号

http://www.dti.gov.uk/energy/inform/energy_trends/2003/mar_03.pdf

http://www.dti.gov.uk/energy/inform/energy_trends/2003/sep_03.pdf

(出所 3)

- ・ The Energy Review, 2002 年 2 月

<http://www.number-10.gov.uk/su/energy/TheEnergyReview.PDF>

(出所 4)

- ・ Energy Projections for UK, DTI,2000 年

http://www.dti.gov.uk/energy/inform/energy_projections/ep68_final.pdf

1 - 2 . 排出量取引

(英国の排出量取引制度、初年度を終える - EU 排出量取引制度とのリンケージ問題、ホット・エア問題、相対部門からの排出権の市場への影響等、今後の動向に注目すべき点の多い制度)

2003 年 5 月 21 日、英国政府は 2002 年 4 月から 2003 年 3 月までに行われた英国排出量取引の統計を発表した。これによると、866 の相対部門の参加者 (気候変動税協定 を結んでいる企業) と 31 の直接部門の参加者、および 35 のブローカー等が合計 722 万 t-CO₂ (総割当量の 33% を占める) に相当する排出権の取引を 2002 年 4 月 1 日から 2003 年 3 月 31 日の間に行った。取引の回数は 2001 回、一回の取引量は約 5000 ~ 10000 トン (二酸化炭素換算) が主流だった。ミーチャー英国環境大臣はこの結果について、英国の排出量取引制度が非常に上手く機能していると評した (出所 1 , 2 , 3)。

しかし、一方では、英国の排出量取引制度は機能しなくなると予測する専門家もいる。直接部門の参加者の排出削減目標設定が緩く設定されているため、排出権の超過供給が起こるといえるものである。特に化学会社では、構造改革の一環による工場の閉鎖が行われているため、大量のホット・エアが市場に流れると予想されている (出所 4)。また、2005 年に開始予定の EU 排出量取引制度と英国排出量取引制度における排出権のリンケージ問題もあげられる。英国排出量取引制度の排出権が、EU 排出量取引制度の下でどのような扱いになるのかは未だ明確に定義されていないため、市場に参加せず静観している企業も少なくない。

英国の排出量取引は、京都議定書の排出量取引に先駆けて、世界で初の国の制度としての包括的な排出量取引制度として、その初年度の動向が注目されていたが、以上のような問題点を抱えているため、さらに今後の動向に注視すべきである。特に今年度は、EU の排出量取引制度の詳細が徐々に明らかになりつつあることによる英国制度への影響、また気候変動税協定参加者から発生した排出権 が市場に及ぼす影響等に注視すべきである。

(文責 小川順子)

(出所 1)

- ・ Press Release, DEFRA, 2003 年 5 月

<http://www.defra.gov.uk/news/2003/030512a.htm>

(出所 2)

- ・ Commentary on the preliminary 1st year results and 2002 transaction log, DEFRA, 2003 年 5 月

<http://www.defra.gov.uk/environment/climatechange/trading/pdf/ets-commentary-yr1.pdf>

(出所 3)

- ・ UKETS 2002 Transaction Log

http://www.defra.gov.uk/environment/climatechange/trading/reports/download/uketr_transactionlog.pdf

(出所 4)

- ・ Oversupply Cripples UK Emissions Market, The ENDS Report, 2003 年 5 月

<http://www.endsreport.com/issue/index.cfm>

2 . フランス

2 - 1 . 自主行動計画 / 協定 (自主協定が具体的に進展)

フランス企業グループ (フランス温室効果ガス排出量の約 5 分の 1 に相当) は、2007 年までに 1990 年比 14% の温室効果ガス排出量削減を行う自主協定を政府と締結した。フランス企業運動 (Medef) が、政府による強制的な規制は拒否するものの、自発的に削減対策を実施する意向を示していたことによるものである。製造業は最も高い 27% の削減をコミット、中でも化学工業業界は 40% の削減に合意したが、一方でエネルギー業界は 2.5% の削減目標である。今回の協定は産業省と環境省と共同で発表された (出所 1) 。

フランスでは、2000 年 12 月に気候変動対策国家計画における環境税の導入に対し違憲判決を受けたことを契機に、政府と企業との自主行動計画を積極的に活用する方針が打ち出されていた。

その結果、2002 年 7 月に政府とフランス企業運動との間で温室効果ガス排出を削減し、同国の京都議定書における責務履行を支援するための新しい自主協定の枠組みに同意しており (出所 2)、今回の具体的な協定締結に至った。

(文責 佐々木宏一)

(出所 1)

- ・ エコロジーエクスプレス, 2002 年 7 月 15 日

[“フランス産業界、CO2 の大幅な削減を公約 - 2007 年までの温室効果ガス排出量 14%削減を目指し、フランス大手企業らが自主誓約書に署名\(2003/07/15\)”](#)

(出所 2)

- ・ Conference de Presse, MEDEF/AFEP/EPE, 2002 年 7 月 18 日

“Engagement-cadre de reduction des emissions de gaz a effet de serre”

http://www.infociments.fr/infocim/news/document/A_07-18-02_engagement-environnement.pdf

3 . イタリア

3 - 1 . 海外事業クレジット（政府が海外からのクレジットを調達する政策を導入）

イタリア政府は、世界銀行の新しい炭素基金（CDCF:Community Development Carbon Fund）に US\$770 万を出資し、小規模 CDM（クリーン開発メカニズム）より CER（排出削減クレジット）を受け取る契約に合意した。CDCF プロジェクトの資金は、全てが最貧国および途上国における貧しい集落のために使われる。世銀によると、CDCF に適した事業の提案がなされており、再生可能エネルギー、省エネルギー、メタン捕集、植林など幅広いものとなっている。事業の提案事例として、インドでの粘土レンガから燃焼灰レンガへの転換や、ケニアでの茶生産における化石燃料から木材燃料への転換等がある（出所 1 , 2）

イタリアは国内対策として、炭素税の導入や自主協定の締結等を実施しているが、温室効果ガスの排出実績は増加傾向にあり、2010 年における排出見通しも増加することを予想している（出所 3）。そこでイタリア政府としては、世銀のスキームを活用して、海外からクレジットを調達することを目標達成の一つの対策として採用したものと考えられる。

（文責 佐々木宏一）

（出所 1）

- ・ News, Point Carbon, 2003 年 5 月 13 日
<http://www.pointcarbon.com/article.php?articleID=2209>

（出所 2）

- ・ Press Release, World Bank, 2003 年 7 月 15 日
<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/NEWS/0,,contentMDK:20119992~menuPK:34463~pagePK:64003015~piPK:64003012~theSitePK:4607.00.html>

（出所 3）

- ・ Third National Communication, 2002 年 12 月
http://www.minambiente.it/Sito/settori_azione/pia/att/III_ccc.asp

4 . 米国

4 - 1 . 温室効果ガス排出量の登録簿（州政府が独自に作成する動き）

米国カリフォルニア州では 2001 年 1 月から、企業や組織が温室効果ガス排出量を登録するプログラムが、民間の非営利で自主的な組織であるカリフォルニア気候アクション登録簿（The California Climate Action Registry）の管理の下で実施されている（出所 1）。

この登録制度は、将来において温室効果ガスの排出削減規制が導入された場合に備えて企業らが自らの排出量を測定しベースラインを設定すること、各企業の実施事例を共有することを目的とし、同州が独自に導入したものである。参加者は、教育機関、NPO、省庁に加え、ユーティリティ会社、自治体ユーティリティ、自動車産業、採掘業、石油業、ハイテク、電力業界等々である（出所 2）。

また、米国北東部 8 つの州の参加の下構成される北東部州大気使用協調管理組織（NE SCAUM : Northeast States for Coordinated Air Use Management）は、共同で自主的に温室効果ガス排出量の登録簿を作成するプロジェクトを実施している。作成する登録簿は、企業、地方公共団体等の温室効果ガス排出主体が排出量を記録するオンラインデータベースを作成するものである（出所 3）。

米国政府は、京都議定書不参加の態度を堅持しており、温室効果ガス排出量の GDP 原単位の改善率を目標として設定し、自主的な取組みを基本とした対策によって同排出の削減をしてゆくとしている。そのような中で、州政府が率先して登録簿制度を構築する背景には、企業にとっての将来の排出規制に対する備え、エネルギー効率の改善によるコスト削減に向けた条件整備を、州政府が後押ししているという状況があると考えられる。また将来、排出削減クレジットを取引する制度が実施されるか、あるいは市場が創設されることを想定し、その基本となる登録簿の米国における標準制度の構築を目指すことも考えられる。

（文責 斎藤晃太郎）

（出所 1）

- ・ Office of Governor (California State), Press, 2002 年 6
<http://198.104.131.213/docs/PRESS/GovernorApplaudsRegistry062602.pdf>

（出所 2）

- ・ California Climate Action Registry Press Kit, July 2003
<http://198.104.131.213/docs/PRESS/Full%20Press%20Kit.pdf>

（出所 3）

- ・ NESCAUM Web サイト, Overview of the State Registry Collaborative, 2001 年 7 月
<http://www.nescaum.org/Greenhouse/Registry/overview.pdf>

（出所 4）

- ・ NewsWire, 2003 年 5 月
http://198.104.131.213/docs/PRESS/Greenwire_051203.pdf

（出所 5）

- ・ GreenBiz.com, 2003 年 8 月
<http://www.climateregistry.org/docs/PRESS/California%20Climate%20Registry%20Makes%20Headway%20080603.pdf>

5 . 欧州

5 - 1 . 排出量取引 (欧州域内排出量取引指令を正式に採択 京都メカニズムとの連携が今後の課題)

欧州閣僚理事会は 7 月 22 日、欧州温室効果ガス排出量取引指令を正式に採択した (出所 1)。これにより 2005 年 1 月から、EU 加盟国の総排出量の 46% を占める燃焼施設、石油精製、精錬、鉄鋼、セメント、窯業、ガラス、製紙部門の 10,000 以上のプラントにおいて、欧州域内の排出量取引が開始される。

当制度は、各加盟国の国内法整備が 2003 年末、各企業への排出量割当が 2004 年 3 月迄の予定であり、実施にあたって未決定の部分が残されているものの、民間ベースでは既に当制度に沿った取引も先取りして実施されるなど (出所 2)、欧州域内の動きは早い。

欧州ではさらに 2008 年以降、京都メカニズム (共同実施 : JI、クリーン開発メカニズム : CDM) による排出量クレジット (ERU、CER) を欧州排出量取引の排出枠に変換することで、市場の流動化と削減費用の低廉化を実現することも構想されており、具体案が検討されている (出所 3)。

欧州排出量取引は、京都議定書の削減目標 (欧州は共同で 1990 年比 -8%) を達成する一助とするためのものであるが、京都議定書に盛り込まれている国際的な排出量取引とは今のところ無関係である。しかし、京都メカニズムクレジットの変換は、欧州域外を含めた国際取引に影響を及ぼす第一歩となる可能性がある。一連の欧州の早い動きに対しては、影響を被る可能性のある日本として今後注視が必要である。 (文責 石坂匡史)

(出所 1)

- ・ 欧州委員会プレスリリース, 2003 年 7 月
http://europa.eu.int/rapid/start/cgi/guesten.ksh?p_action.gettxt=gt&doc=IP/03/1073|0|RAPID&lg=EN
- ・ 最終指令文書全文, 2003 年 9 月
<http://register.consilium.eu.int/pdf/en/03/st03/st03659en03.pdf>

(出所 2)

- ・ Shell & Nuon Energy 2002 年 2 月
http://www.shell.com/home/Framework?siteId=media-en&FC1=&FC2=&FC4=&FC5=&FC3=/global/news_and_library/press_releases/2003/eu_emissions_trading_scheme_27022003.html
Shell グループ (Shell Trading 社) と Nuon Energy 社 (オランダ) 間の取引。両社はヨーロッパ中に設備を所有する。EU ETS に沿った初の取引となった。量、価格等は公開されていない。
- ・ Energi E2 & Joensuun Energia Oy 2003 年 9 月
http://www.gsn-trade.com/news_carbon.htm
デンマーク Energi E2 社と E.On 系フィンランド Joensuun Energia Oy 社との取引を、フィンランド

GreenStream Network 社が仲介。北欧初の取引。量、価格等は公開されていない。

- ・ GT Energy 2003 年 9 月

<http://www.pointcarbon.com/article.php?articleID=2476>

スカンジナビア企業とドイツ企業との取引を GT Energy 社が仲介。企業名など詳細は明らかにされていない。

(出所 3)

- ・ 欧州委員会プレスリリース, 2003 年 7 月

http://europa.eu.int/rapid/start/cgi/guesten.ksh?p_action.gettxt=gt&doc=IP/03/1077|0|RAPID&lg=EN

- ・ 指令案全文, 2003 年 7 月

http://europa.eu.int/eur-lex/en/com/pdf/2003/com2003_0403en01.pdf

6 . 日本

6 - 1 . 審議会 (2013 年以降の国際的枠組み、国内での環境税が議論の主題)

経済産業省の産業構造審議会地球環境小委員会は、平成 15 年 7 月 18 日に中間とりまとめ「気候変動に関する将来の持続可能な枠組みの構築に向けた視点と行動」を発行した。京都議定書上では、2005 年末までに 2013 年以降の枠組み交渉が開始されることとなっており、これを念頭に置き、気候変動枠組条約や京都議定書に関するこれまでの交渉経緯を振り返るとともに、エネルギー需給構造からみた各国の実態を分析しながら、気候変動に関する将来の枠組みの構築に向けた論点をまとめたものである(出所 1, 2)。現在の京都議定書は、国別に排出総量を割り当てる規制方式であり、2013 年以降に途上国、米国を含めた実効性のある枠組みとするには、GDP 当りの排出原単位、一人当りの排出原単位など、さまざまな指標を使った複眼的な視点が必要であるとしている。

一方、環境省の中央環境審議会総合政策・地球環境部会合同部会温暖化対策税制専門委員会は、平成 15 年 8 月 29 日に報告書「温暖化対策税制の具体的な制度の案～国民による検討・議論のための提案～(報告)」を公表し、同報告に関する意見の募集を行った。地球温暖化対策推進大綱に基づく第 2 ステップに必要とされた場合に備え、様々な施策の検討を行うこととしており、その一環として、国民による議論のたたき台として作成された(出所 3)。今回の提案で有力としているのが、課税対象を化石燃料とし、税率は炭素含有量(炭素トン)当り 3400 円、課税方式は最上流(輸入段階など)課税または上流(石油精製段階など)課税との案である。税収については温暖化対策に充てることで、税制効果と対策効果を狙っている。

(文責 佐々木宏一)

IEEJ:2003 年 11 月掲載

(出所 1)

・ 経済産業省パブリックコメント 平成 15 年 5 月 28 日

<http://www.meti.go.jp/feedback/index.html>

(出所 2)

・ 経済産業省報道発表 平成 15 年 7 月 18 日

<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0004293/index.html>

(出所 3)

・ 環境省報道発表資料 平成 15 年 8 月 29 日

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=4316>

お問い合わせ先 : ieej-info@tky.iecej.or.jp